

高知県臨床研究医育成支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県臨床研究医育成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第2条 県は、幡多保健医療圏の病院を中心に、基礎的医療（主に総合内科及び総合診療）を身につけた臨床研究医を育成するために、一般社団法人高知医療再生機構（以下「補助事業者」という。）が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助率）

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助金の交付額は、総事業費から医療機関からの派遣料等の収入額を控除した額、別表第1に掲げる補助対象経費又は補助基準額のいずれか少ない額とする。

（補助金の交付の申請）

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、関係書類とともに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象事業に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第5条 知事は前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認める場合を除く。

（補助金の交付の申請の取下げ）

第6条 規則第7条第1項の規定に基づく補助金の交付の申請の取下げをすることができる期限は、規則第6条の規定による補助金の交付の決定通知書を受けた日から10日以内とする。

（補助の条件）

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 補助事業の内容（別表第1に掲げる補助対象経費の内容以外の事業を実施する場合に限る。）若しくは補助事業に要する経費の変更（20パーセント以内の減額は除く。）又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）

承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、補助事業の完了の翌年度から5年間保存しておかなければならないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対し第3号から第5号までに掲げる条件を付さなければならないこと。
- (7) 県税の滞納がないこと。

(概算払)

第8条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認められるときは、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、実績報告書は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定による交付の申請をした場合は、実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定による交付の申請をした場合は、実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、その台帳を設け、保管の状況を明らかにしなければならない。

- 2 取得財産等のうち、規則第 19 条第 1 項の規定により知事が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。
- 3 補助事業者は、処分を制限された取得財産等について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しようとする（次項において「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ別記第 6 号様式による処分承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の場合において、当該取得財産等が知事が別に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（情報の開示）

第 13 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外は、原則として開示するものとする。

（委任）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において第 4 条第 1 項の規定による補助金の交付の申請をしようとする者は、同日前においても、同項の規定の例により、当該申請をすることができる。
- 3 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 3 号、第 10 条第 3 項、第 12 条及び第 13 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 3 条、第 7 条関係）

経費区分		補 助 対 象 経 費	補助基準額	補助率
医師の確保に要する経費	フェロー指導医	幡多保健医療圏の病院において、基礎的医療（主に総合内科及び総合診療）を身につけた臨床研究医を養成するために必要な人件費、謝金、旅費、需用費、役務費、負担金、補助金。	8,476,000円	定額
人材育成に要する経費				

別表第2（第5条、第7条、第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団員又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記
第 1 号様式（第 4 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
生年月日

令和 年度高知県臨床研究医育成支援事業費補助金交付申請書

高知県臨床研究医育成支援事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり
関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金交付申請額 金 円

3 補助事業実施期間
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

4 補助事業の経費配分
別紙 1 のとおり

5 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙 2 のとおり）
- (2) 収支予算書（別紙 3 のとおり）
- (3) 県税の滞納がないことを証する証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※ 1）及び本人確認書類の写し（※ 2）

- ※ 1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第 4 号様式。
- ※ 2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
- (注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

(別紙1)

経費配分計画書

(単位：円)

(総括表)

総額 (1)	収入額 (2)	差引額 (1)－(2) (A)	対象経費 (B)	補助基準額 (C)	選定額 (A)と(B) (C)のうち少 ない額	補助額

(内訳)

(1) 支出

経費区分		内 容	予算額	摘要
医師の確保に要する経費	フェロー			
	指導医			
人材育成に要する経費				
計				

(2) 収入

区 分	内 容	予算額	摘要
計			

(別紙2)

事業計画書

1. 達成目標

2. 到達目標

3. 指導対象

4. 年間スケジュール

5. 摘要

(別紙 3)

收支予算（見込）書

(単位：円)

[illegible]

第2号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

令和 年度高知県臨床研究医育成支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました事業について、下記により変更（中止・廃止）したいので、高知県臨床研究医育成支援事業費補助金交付要綱第7条第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）理由

- 2 事業内容及び経費の配分（変更前と変更後とを比較することができるもの）
（別紙1）（別紙2）のとおり

(別紙1)

経費配分変更計画書

(単位：円)

(総括表)

総額 (1)	収入額 (2)	差引額 (1)-(2) (A)	補助対象 経費 (B)	補助基準 額 (C)	選定額 (A)と(B) (C)のう ち少ない額	補助額

(内訳)

(1) 支出

経費区分		内 容	変更前経費	変更金額	変更後経費
医師の確保に要する経費	フェロー				
	指導医				
人材育成に要する経費					
計					

(2) 収入

区 分	内 容	変更前経費	変更金額	変更後経費
計				

(別紙2)

事業計画書(変更)

変更前	変更後
1.達成目標 2.到達目標 3.指導対象	
4.年間スケジュール 5.摘要	

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

令和 年度高知県臨床研究医育成支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定がありました事業について、高知県臨床研究医育成支援事業費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、下記により概算払によって交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円
残額	円

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

令和 年度高知県臨床研究医育成支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定がありました事業の実績報告を、高知県補助金等交付規則第 11 条第 1 項及び高知県臨床研究医育成支援事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 実績額 円
- 3 添付書類
 - （1） 事業報告書
 - （2） 収支決算書（別紙）

(別紙)

收支決算（見込）書

(单位: 円)

収入	支出

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

高知県臨床研究医育成支援事業費補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	補助金名		
2	補助金額（知事が確定通知書により通知した額）	金	円
3	補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	金	円
4	消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	金	円
5	補助金返還相当額（4－3）	金	円

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添えてください。
- 2 課税事業者であっても、単純に補助金の消費税率相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額による減額等の対象額ではありません。

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

高知県臨床研究医育成支援事業費補助金に係る取得財産等の処分承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定がありました
令和 年度高知県臨床研究医育成支援事業費補助金により取得した財産等下記のとおり
処分したいので、高知県臨床研究医育成支援事業費補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定によ
り、承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由